

倫理に関する規程

第1章 基本原則

第1条(総則)

この規程は、特定非営利活動法人DxP(以下「法人」という)の行動基準を定める。

第2条(目的)

この規程は、法人の倫理を確立し、社会の信頼を得る目的で定める。

第3条(職員の責務)

職員は、この規程の精神を実現することが自らの役割であることを認識し、関係者に周知徹底しなければならない。

第4条(行動の原則)

法人は、経営活動全般について、すべての法令を誠実に遵守するとともに、社会的な良識をもって行動する。

2. 職員は会社の業務ならびに職員の身上に関し、その職務上知り得た事項については、在職中はもちろん退職後といえども、みだりに公表してはならない。

第5条(規程違反への対応)

法人は、この倫理規程に違反する重大な事案が生じたときは、理事長を先頭にして会社を挙げて問題の解決にあたり、原因の究明、再発の防止に努める。

2. 法人は、生じた事案について、社内外に対し、迅速かつ的確な情報公開を行い、その説明責任を果たす。

3. 法人は、理事長を含め関係職員を厳正に処分する。

第2章 社会との関係

第6条(寄付者、受益者への対応)

法人は、寄付者と受益者の信頼を得るために誠実に行動する。

2. 特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない

第7条(情報の管理)

法人は、業務に関連して知り得た顧客、協力関係者および自社の情報を、了解なしに本

来の目的以外に利用することや、漏洩することを行わない。その他情報管理についてはプライバシーポリシーに定める。

第8条(反社会的勢力との関係)

法人は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力と関係を持たない。

第9条(トラブルへの対応)

法人は、法人のサービスに関して協力関係者との間でトラブルが生じたときは、迅速かつ誠実に対応する。

第10条(情報開示)

経営全般にわたり、社会が必要としている情報の適時・適切な開示を行う。また、当規程およびコンプライアンス規程に違反する行為があった場合における説明責任を有する。

第11条(利益相反行為の禁止)

資金分配団体が実行団体を選定、監督にあたり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐために、理事会の承認をもって決定とする。

2. 助成事業等を行うにあたり、理事、監事、社員、職員その他事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものとする。

3. 役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認し、迅速な発見及び是正を図ることとする。

第3章 職員との関係

第12条(基本的人権の尊重)

法人は職員の基本的人権を尊重し、人種・国籍・思想信条・宗教・心身障害、年齢、性別、配偶者の有無その他の業務遂行と関係のない理由による職員の処遇の差別は一切行わない。

第13条(職場環境)

法人は役職員に対して健全で働きやすい職場環境をつくるものとする。

附 則

(施行日)

本規程は、平成31年1月27日から施行する。